

## 森町住民税非課税世帯等臨時特別交付金事業 Q&A

### 【支給対象 ～ 家計急変世帯】

Q：家計急変に対する支給の趣旨は？

A：これまで一定の収入があり、住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により住民税非課税相当とみなされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。

※新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有することをいう。

Q：新型コロナウイルス感染症の影響は、どのように確認しますか？

A：基本は、自己申告により確認したいと考えております。

具体的には、申請書に「コロナの影響により収入減」という欄を設け、そこにチェックすることを、想定しています。

Q：家計急変世帯の申請は、あくまでも「任意の1か月」に収入の減収があれば、申請可能との理解でよろしいですか？

A：その理解で、結構です。

令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票の写しによる判定も可能。

また、令和3年中の収入をもとに申請をする場合は、当該課税決定の内容（非課税証明書の添付）により、判定する。

森町では、6月中旬から下旬に決定される。

※基準日時点（令和3年12月10日）において、課税世帯だったものが、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減となった世帯を対象とする。

Q：「収入が減少したこと」は、いつといつを比べるのか？また、いつ時点の誰の収入で判断されるのか？なお、離婚した場合の元配偶者の収入は、勘案されるのか？

A：令和3年1月以降の任意の1か月の収入が、それ以前と比べて減少したことが必要です。判定は、申請時点の世帯構成員のそれぞれの収入に基づいて行われ、離婚後別居している元配偶者の収入は、勘案されません。

Q：「任意の1か月」とは？

A：令和3年1月以降であれば、どの月を選定しても構いません。

Q：家計急変世帯に該当するか否かの収入はどうなりますか？

A：収入の種類は、給与収入・事業収入または不動産収入・年金収入の4種類の経常的な収入となります。それぞれの収入により、非課税世帯相当と判断される収入が違うため、個別に聞き取り等実施しながら該当か否かの判断となります。